

新成人の皆さんは

国民年金の加入手続きを

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金が受給でき、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の人や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の人は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となる人は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の人や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の人は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、



所得がない学生本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができないことなどを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な人のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

◎問い合わせ先

町民福祉課年金係

☎ (86) 1111

内線1116

施設の運転管理事業者を募集

北薩広域行政事務組合が管理する環境センター、衛生センター、リサイクルセンターの運転管理業務は、一部を民間委託しています。

今回、公募型プロポーザル方式（公募による提案審査型）により、平成22年度から平成24年度までの3年間、運転管理業務を受託する事業者を募集します。

募集内容は当組合のホームページに掲載してありますのでご覧ください。

◎問い合わせ先

北薩広域行政事務組合

総務課施設管理係

☎ (84) 4815

ホームページアドレス

<http://www.ab.aone-net.jp/>

~hokusatu/



環境センター



衛生センター



リサイクルセンター